

令和2年5月14日

新型コロナウイルス感染症対策に伴う住宅用家屋証明書の 郵送による申請について

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、住宅用家屋証明書の「郵送」による申請もできますので、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

1. 申請方法

申請書類一式に手数料分の定額小為替を添付し、下記宛先に「**郵送**」してください。

【新築住宅の場合】

宛先：〒960-8601

福島県福島市五老内町3番1号

福島市役所 都市政策部 住宅政策課 住宅政策係

【中古住宅の場合】

宛先：〒960-8601

福島県福島市五老内町3番1号

福島市役所 財務部 市民税課 税制係

※留意事項

- ・現金の代わりに定額小為替1,300円分(1件につき)をご利用ください。
※定額小為替は、郵便局で購入できます。また、小為替はおつりがないようお願いいたします。
- ・切手付きの返信用封筒を同封してください。
※できるだけ、追跡できるようレターパックをご利用ください。

2. 証明書の発行について

通常、到着日付で証明書を発行いたしますが、件数が多い場合または郵便の到着時間が遅い場合は、到着日の翌日以降の日付で証明書を発行することになりますのでご了承ください。

3. その他

添付書類については、ホームページに掲載している添付書類をご参照ください。また、不明点につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先：【新築住宅の場合】都市政策部 住宅政策課 住宅政策係

024-525-3757

【中古住宅の場合】財務部 市民税課 税制係

024-525-3713